税源移譲と定率減税の廃止とわたしの税

国から地方への『税源移譲』などに伴う国の税制改正により、今年度から市・道民税が大きく変わります。

今月号では、６月８日㈮に平成19年度市・道民税納税通知書を発送することから、主に年金受給者と事業所得者の方を対象に改正内容をお知らせします。

改正のポイント

◆国から地方への『税源移譲』により、ほとんどの方の市・道民税が増え、所得税が減ります。
◆市・道民税と所得税を合わせた負担額はこれまでと変わりません。
◆ただし、国の税制改正により定率減税が廃止されるため、その分の負担額は増えます。

Ｑ１　年金受給者の市・道民税は増えるの？
Ａ１　多くの方の市・道民税が約２倍に増えます（事例１を参照してください）。

【説明】平成19年度の市・道民税の税額は、税源移譲に伴う税率の変更や定率減税の廃止により、平成18年度に比べて約２倍になります。

なお、税源移譲により、ほとんどの方の市・道民税は増えますが、所得税が減るため、市・道民税と所得税を合わせた税負担は基本的には変わりません。

ただし、平成19年から定率減税が廃止されるため、その分の税負担は増えることになります。

世帯の状況	区分	平成18年度（税源移譲前）	平成19年度（税源移譲後）	平成20年度
事例１ 夫　72歳　年金収入280万円 社会保険料21万円 妻　68歳　年金収入130万円 （妻は夫の扶養）	市・道民税	37,700円	**72,000円**	72,000円
	所得税	56,700円	**31,500円**	31,500円
	合計	94,400円	**103,500円**	103,500円

Ｑ２　67歳（昭和15年１月２日以前生まれ）以上の年金受給者や事業所得者の市・道民税はどうなるの？
Ａ２　大きく増えます（事例２を参照してください）。

【説明】平成17年度までは、65歳以上（昭和15年１月２日以前生まれ）で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、市・道民税が非課税でしたが、平成18年度からはこの措置が廃止されました。

なお、この制度の廃止については、急激な税負担を緩和するため、平成18年度は３分の２、平成19年度は３分の１を本来かかるべき税額から減額する経過措置が設けられています。平成20年度からは全額課税になります。

例えば、昭和15年１月２日以前生まれ（扶養親族なし）の方で年金収入が240万円程度の場合、平成19年度の市・道民税の税額は約４万7,000円、平成20年度では約７万円となり大きく増えることになります。

世帯の状況	区分	平成18年度（税源移譲前）	平成19年度（税源移譲後）	平成20年度
事例２ 70歳　独身 年金収入240万円 社会保険料18万円	市・道民税	11,800円	**46,900円**	70,500円
	所得税	57,600円	**32,000円**	32,000円
	合計	69,400円	**78,900円**	102,500円